

## 指 示

平成 23 年 8 月 29 日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 8 月 25 日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 福島県田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字

横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
4. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 福島県福島市、伊達市、相馬市、南相馬市及び桑折町において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 福島県福島市及び南相馬市において産出されたゆずについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 貴県において産出された原乳について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所か

ら半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。)、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、いわき市、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村又は川内村(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。)において産出されたものを除く。

8. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
9. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。)において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 福島県伊達市、本宮市及び新地町において産出されたしいたけ(施設において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町及び西郷村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
12. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
13. 貴県において水揚げされたいかなごの稚魚について、当分の間、摂取及

び出荷を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

14. 秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、福島県内の阿武隈川（支流を含む。）及び真野川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

15. 真野川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

16. 真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

17. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

(参考)

## 指 示

平成23年8月25日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年7月22日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 福島県田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字

横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
4. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 福島県福島市、伊達市、相馬市、南相馬市及び桑折町において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 貴県において産出された原乳について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉

字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、いわき市、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村又は川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)において産出されたものを除く。

7. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
8. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 福島県伊達市、本宮市及び新地町において産出されたしいたけ(施設において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町及び西郷村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
12. 貴県において水揚げされたいかなごの稚魚について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。
13. 秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川

(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川（支流を含む。）及び真野川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

14. 真野川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

15. 真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

16. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（1月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。